

新潟県立看護大学紀要規程

(平成23年9月15日施行)

平成24年5月17日改正

(趣旨)

第1条 新潟県立看護大学(以下「本学」という)の教員等の研究活動を、広く学内外に公表することを目的として、新潟県立看護大学紀要(The Annual Bulletin of Niigata College of Nursing ;以下「紀要」という)を発行する。

(委員会)

第2条 紀要の刊行については、新潟県立看護大学紀要委員会(以下「委員会」という)がその任にあたる。

(投稿資格)

第3条 紀要へ投稿できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学専任職員
- (2) 本学名誉教授・特任教授・臨床教授・臨床講師・非常勤講師
- (3) 本学大学院に在籍する大学院生
- (4) 本学在職中あるいは在籍中に行った研究を発表しようとする本学元職員
あるいは大学院修了者
- (5) (1)との共同研究者
- (6) その他委員会が適当と認めた者

(論文の言語)

第4条 用いる言語は、日本語あるいは英語とする。

(論文の種類)

第5条 紀要に収録する論文の種類は、総説、原著、短報、報告、資料等である。

(倫理的配慮)

第6条 人および動物が対象の研究で倫理的配慮が必要なものは、その旨本文中に明記されていなければならない。

(論文の採否)

第7条 論文の採否は、査読者の意見をもとに、委員会で決定する。

2 査読要項については、別に定める。

(著作権)

第8条 掲載論文の著作権は本学に帰属する。

2 投稿された論文は、電子化し、公開されることに同意されたものとする。

(発行)

第9条 紀要の発行は、原則として年1回とする。

(投稿)

第10条 投稿は、投稿要項によるものとし、別に定める。

(庶務)

第11条 紀要の発行に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、紀要の発行に関し必要な事項は、委員会の議を経て教授会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年9月15日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年5月17日から施行する。